

民生福祉常任委員会記録
(所管事務調査分)

平成29年9月7日

【開催日】 平成29年9月7日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時50分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	小野泰
委員	三浦英統	委員	吉永美子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

市民生活部長	城戸信之	市民生活部次長兼環境課長	深井篤
環境課課長補佐	湯浅隆	生活安全課長	吉村匡史
生活安全課課長補佐	亀崎芳江	生活安全課主査兼防犯交通係長	光井誠司

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	主査兼庶務調査係長	島津克則
------	-----	-----------	------

【付議事項】

- 1 議案第79号 山陽小野田市新火葬場建設事業（建築主体工事）請負契約の締結について（環境）
- 2 議案第80号 山陽小野田市新火葬場建設事業（電気設備工事）請負契約の締結について（環境）
- 3 所管事務調査 空家対策の進捗状況について（生活）
- 4 陳情・要望について
- 5 閉会中の継続調査事項について

午後 1 時 開会

- 1 議案第 79 号 山陽小野田市新火葬場建設事業（建築主体工事）請負契約の締結について（記録については議案分に記載）
- 2 議案第 80 号 山陽小野田市新火葬場建設事業（電気設備工事）請負契約の締結について（記録については議案分に記載）

午後 1 時 45 分 休憩

午後 1 時 55 分 再開

3 所管事務調査 空家対策の進捗状況について

【議事の概要】

・山陽小野田市空家等対策協議会

委員構成（推薦依頼先）

山陽小野田市長

市立山口東京理科大学 山口県弁護士会 山口地方法務局宇部支局

市民生児童委員協議会 山口県宅地建物取引業協会 山口県建築士会

山陽小野田警察署 宇部・山陽小野田消防局 山口県土地家屋調査士会

第 1 回協議会 9 月 26 日（火）開催予定

協議会の協議内容

空家対策計画の作成・変更・実施に関する事項

特定空家等の該当性の判断、調査方針、特定空家等に対する措置の方針

その他市長が必要と認める事項

・山陽小野田市空家等対策計画

①庁内空家等対策委員会で素案作成（2 回実施済）

②山陽小野田市空家等対策協議会で協議

③パブリックコメント

平成 30 年 10 月頃策定予定

・空家等実態調査業務委託

入札を実施し、契約を締結（平成 29 年 8 月 2 日）

契約内容

契約金額 669万6,000円
契約相手 株式会社 ゼンリン山口営業所
契約期間 平成29年8月2日から平成30年2月28日
現地調査 平成29年10月～11月（予定）

【主な質疑】

三浦英統委員 空き家の実態調査は自治会長にお願いしたほうがいいのではないか。

城戸市民生活部長 今回の実態調査は、空き家の位置だけではなく、座標や建物の名称、用途、多岐にわたる調査項目があり、同じ判断基準で判断し、最終的にはデータベース化することを目的としているため、業者に委託した。

矢田松夫副委員長 空家等対策協議会委員に住民代表として民生児童委員協議会を選んだ理由は何か。

吉村生活安全課長 例示されている自治会役員、民生委員、市民公募の中から市長と協議した結果、選んだものである。

矢田松夫副委員長 市長が言ったから選んだのか。民生委員が適任だという理由は何か。

吉村生活安全課長 協議会委員の役割として計画の作成と変更、特定空家等該当の判断を行う。一市民の意見よりも団体の意見を聴取したほうがよいのではないかという考えがあり、また、専門的な判断をする必要があるため、代表者として民生委員を市民の代表として選んだ。

矢田松夫副委員長 理由が理解できない、何となくではないか。必要性が感じられない。誰が就任するのか、ここで発表することはできないのか。

吉村生活安全課長 委嘱状の決裁を受けていないので公表は難しい。

小野泰委員 実態調査の現地調査期間が短いができるのか。

吉村生活安全課長 基礎調査で現在も市内を回っている。現地調査では写真等も撮るので、怪しまれないように広報で周知してから実施する。現地調査はこの期間で可能であると思っている。

小野泰委員 調査の体制は分からないが、大丈夫か。

吉村生活安全課長 基礎調査を実施するので、可能と聞いている。

下瀬俊夫委員長 何人体制でやるのか。

吉村生活安全課長 体制については把握していない。

吉永美子委員 大学からの委員は講師か。

吉村生活安全課長 大学教授の推薦をいただいている。

吉永美子委員 宇部市は協議会委員として法務局ではなく自治会連合会を委員に選んでいる。法務関係者を3人も委員に選んだ理由は何か。

吉村生活安全課長 法務関係者として、弁護士、法務局、土地家屋調査士を委員に考えている。法務局は委員に加えてほしいと依頼があった。また、登記関係のことを聞く必要もあることから、法務局に委員を依頼した。

吉永美子委員 宇部市が入れていない理由は聞いているか。10人と限られた人数の中、法務関係者を3人も入れ、自治会役員を入れない理由は何か。

吉村生活安全課長 空き家問題は不動産の関係、登記が大きな問題になると考えている。登記に詳しい法務局の意見を頂きたいと考えた。自治会役員は四、五人で各地域の代表であればよいと思ったが、協議会委員の人数が10人と限られており、自治会役員を1名入れるよりも民生委員の代表1名を入れたほうがよいと考えた。

吉永美子委員 宇部市は自治会役員と民生委員を入れている。利活用を考えた場合、地域の協力が必要になる。自治会役員を外して民生委員を選んだ理由、納得できる説明をしてもらいたい。

下瀬俊夫委員長 今までの答弁では特定空家対策に特化した協議会になっているような感じがする。

石田清廉委員 税務関係の専門家は入れないのか。そもそも協議会委員は何をするのか。

吉村生活安全課長 相続関係であるならば法務関係で対応可能と思っている。

石田清廉委員 税務の関係で所有者が分かるのではないか。税法上の措置の関係で税務関係が必要ではないか。

亀崎生活安全課課長補佐 協議会の構成員には入っていないが、情報提供を行い、税務署等につなげていきたい。協議会の役割は空家対策計画の作成、変更、実施に関する協議、特定空家等の該当性の協議等である。

下瀬俊夫委員長 10人の中に3人も法務関係が入っているということは、特定空家対策しか考えていないのではないか。条例には空き家の利活用も入っているが、この体制で空き家の利活用について、市民の協力が得られるのか疑問がある。協議会に地域住民が入ることは法においても想定している。なぜ地域住民を外したのか。「民生委員が地域住民です」というだけでは説得力がない。なぜ自治会を外したのか。

吉村生活安全課長 10人の枠の中で地域住民を一人入れても、全ての地域のことが分かるわけではないので、団体の代表を入れることにし、市民公募はやめた。

三浦英統委員 空き家と福祉はどのように関連するのか。

吉村生活安全課長 民生委員は地域の問題に詳しいと考えている。

下瀬俊夫委員長 民生委員の代表が出てくれば、全ての地域のことが分かるのか、分かるわけがない。前市長の考えで市民公募を予定し、議会にも報告があったが、それがなぜなくなったのかきちんと説明されていない。

古川副市長 今回はこのような委員で協議会を構成し、空家対策を進めるが、
今後、必要であれば条例を改正し、委員を充実させることも考えられる。

下瀬俊夫委員長 公募市民や自治会関係者を考えているという説明があった。
なぜ外したのかは明確にしてもらいたい。

吉永美子委員 5年間の計画期間中にも必要であれば計画の見直しは行うのか。
吉村生活安全課長 そのとおりである。

吉永美子委員 委員の任期は3年だが、計画期間の5年の間に計画や委員の構
成も見直しを考えているのか。

吉村生活安全課長 今回は、この10名だが、必要であれば構成も変える。

吉永美子委員 検証のため計画期間終了後に実態調査を行う予定はあるか。

吉村生活安全課長 5年後に実施するかどうかは分からない。

吉永美子委員 宇部市では5年後に実態調査を実施する。予算のこともあるが、
実施する方向で考えてもらいたい。

吉村生活安全課長 実施することも考えていきたい。

下瀬俊夫委員長 宿題についてはきちんとしてもらいたい。宇部市の協議会で
は特定空家に対する協議が中心で利活用については進んでいない。今後
の問題については委員会と一緒に協議するスタンスでやってもらいたい。

(執行部退席)

4 陳情・要望について（記録については議案分に記載）

5 閉会中の継続調査事項について（記録については議案分に記載）

午後2時50分 散会

平成29年9月7日

民生福祉常任委員長 下瀬俊夫